

# 新型コロナウイルスに関する

## 日本政策金融公庫の融資制度

商工会まで  
ご相談ください！！

|                |  |
|----------------|--|
| 制度名            | 新型コロナウイルス対策マル経   |
| 対象者            | 商工会の実施する経営指導を受けており、商工会の推薦を受けた方であって、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して <b>5%以上減少している方</b> |
| 融資限度額          | 1,000万円(別枠)  |
| 利率(年)          | 当初3年間: 経営改善利率 1.21%-0.9% → <b>0.31%</b><br>4年目以降: 経営改善利率 <b>1.21%</b>            |
| 貸付期間<br>(据置期間) | 設備: 10年(4年以内)<br>運転: 7年(3年以内)  |
| その他            | (注) <b>実質無利子化の要求を行っています。</b>   |

|                |  |
|----------------|--|
| 制度名            | 新型コロナウイルス感染症特別貸付   |
| 対象者            | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して <b>5%以上減少している方</b>                                   |
| 融資限度額          | 8,000万円(別枠)  |
| 利率(年)          | 4,000万円以内まで<br>当初3年間: 災害利率 1.36%-0.9% → <b>0.46%</b><br>4年目以降: 災害利率 <b>1.36%</b><br>4,000万円超<br>全期間: 災害利率 <b>1.36%</b> |
| 貸付期間<br>(据置期間) | 設備: 20年(5年以内)<br>運転: 15年(5年以内)   |
| その他            | (注) 一部の対象者については、 <b>基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となる予定です。</b>  |

### 【 特別利子補給制度 ※詳細検討中 】

対象者: 上記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方

|    | ※1 小規模事業者 | ※2 中小企業者  |
|----|-----------|-----------|
| 個人 | 要件無し      | 売上高▲20%以上 |
| 法人 | 売上高▲15%以上 | 売上高▲20%以上 |

※1 小規模事業者: 卸・小売業、サービス業は常時使用する従業員が5名以下の企業  
それ以外の業種は常時使用する従業員が20名以下の企業

※2 売上高要件の比較は、上記貸付で確認する最近1か月に加え、その後2か月も含めた3か月間のうちのいずれかの1か月で比較